

令和6年6月定例会

予算決算委員会資料  
( 保 健 所 )



予防接種事業の新型コロナワクチン接種費用等について

1 概要

新型コロナウイルスワクチンについて、令和6年度から65歳以上の高齢者等を対象に定期接種となったことにより、秋冬の接種体制の確保等に係る委託料等を補正するもの。

また、ワクチン接種により健康被害を受けたかたへ円滑に支給するため給付金を併せて補正するもの。

2 新型コロナウイルスワクチン秋冬接種 456,886千円

(1) 対象者 65歳以上と60～64歳までの一定の基礎疾患を有するかた

(2) 実施期間 令和6年10月1日から令和7年3月まで（予定）

(3) 接種費用 (単位：円)

世帯区分	課税	非課税	生保
助成額	11,300	12,300	15,300
自己負担額	4,000	3,000	0

(4) 接種見込者数 39,657人

	接種費 単価 (円)	委託料		償還払	
		接種者数	委託料(円)	件数	償還払(円)
課税	11,300	34,927	394,675,100	8	90,400
非課税	12,300	3,727	45,842,100	0	0
生保	15,300	995	15,223,500	0	0
計	—	39,649	455,740,700	8	90,400

(5) 特定財源  $8,300円/件 \times 39,657件 = 329,153千円$

3 健康被害給付金 135,832千円

(1) 概要 コロナワクチンを接種し健康被害が生じた場合の救済制度

(2) 給付額（予防接種法施行令で定める給付額）

ア 死亡一時金 132,600千円 + 葬祭料 636千円 = 133,236千円

イ 医療費 535千円 + 医療手当 2,060千円 = 2,596千円

(3) 特定財源 国10/10

## 小児等インフルエンザワクチン接種費助成事業について

### 1 事業概要

インフルエンザの流行期に備え、集団生活により感染機会が多い生後6月以上13歳未満の者および感染した場合に重症化のリスクがある妊婦に対して、予防接種の費用を助成することにより、インフルエンザのまん延および発病や重症化の予防を図るため、これらに要する経費を補正するもの。

### 2 事業内容

- (1) 対象者 生後6月以上13歳未満の者と妊婦
- (2) 対象期間 令和6年10月1日から令和7年2月28日までに受けた予防接種
- (3) 見込者数 18,769人
  - ① 生後6月以上13歳未満  $26,222人 \times 70\% = 18,356人$
  - ② 妊婦  $1,288人 \times 32\% = 413人$
- (4) 事業費 37,802千円（助成費37,125千円 事務費677千円）※一般財源

助成額

対象者	接種回数	助成金額	見込者数	助成額
①生後6月以上13歳未満	2回	1,000円/回	18,356人	36,712千円
②妊婦	1回	1,000円/回	413人	413千円
計			18,769人	37,125千円

#### (5) 助成方法

- 市内医療機関 医療機関が助成対象者から委任を受ける代理受領  
市外医療機関 助成対象者からの申請による償還払い